

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成21年6月12日

担当 者	職業安定部 課長 監察官 電話	職業安定課 細江和章 堤満 058-263-5519
---------	--------------------------	-------------------------------------

岐阜公共職業安定所における個人情報の漏えいについて

岐阜労働局（局長 藤井龍一郎）は、岐阜公共職業安定所（所長 溝口康広。以下「岐阜所」という。）における個人情報の漏えい事案について、下記のとおり、事実関係を確認し、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせします。

1 概要

A事業所に勤務する労働者Bさんの「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（事業主控）」（以下「証明書」という。）を、C労働保険事務組合（以下「C事務組合」という。）に送付すべきところ、D事業所に誤送付したものを。

証明書には、氏名、住所、被保険者番号、生年月日、60歳到達日前の賃金支払状況及び事業所の名称等が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成21年5月11日（月） A事業所が労働保険の事務を委託しているC事務組合からA事業所に勤務するBさんの証明書が提出されたため、登録処理後に書類を交付することとした。
- (2) 5月25日（月） 関係書類を交付するため、封筒及び送付状を作成の上、交付する関係書類を封筒に入れ、5月26日（火）郵送した。
- (3) 5月27日（水） D事業所から、証明書が誤送付された旨の電話連絡があり、個人情報漏えいしたことが判明した。
同日、管理部長及び適用課長がD事業所を訪問して、謝罪を行い、証明書を回収するとともに、C事務組合を訪問して、謝罪を行い、了解を得た。
- (4) 5月29日（金） 管理部長がA事業所を訪問し、事業主及びBさんに謝罪を行い、

了解を得た。

3 今後の対応策

- (1) 岐阜所においては、6月2日(火)から4日(木)までに、所長から、今回の個人情報漏えい事案発生経緯と問題点について、全職員に説明し、再発防止に向けて、事案の重大性と個人情報の管理の徹底について、意識の喚起を図った。
- (2) 岐阜労働局においては、本年8月末までを「個人情報保護強調期間」と位置付け、労働局全体として、個人情報の適正な管理について、徹底して取り組むこととした。